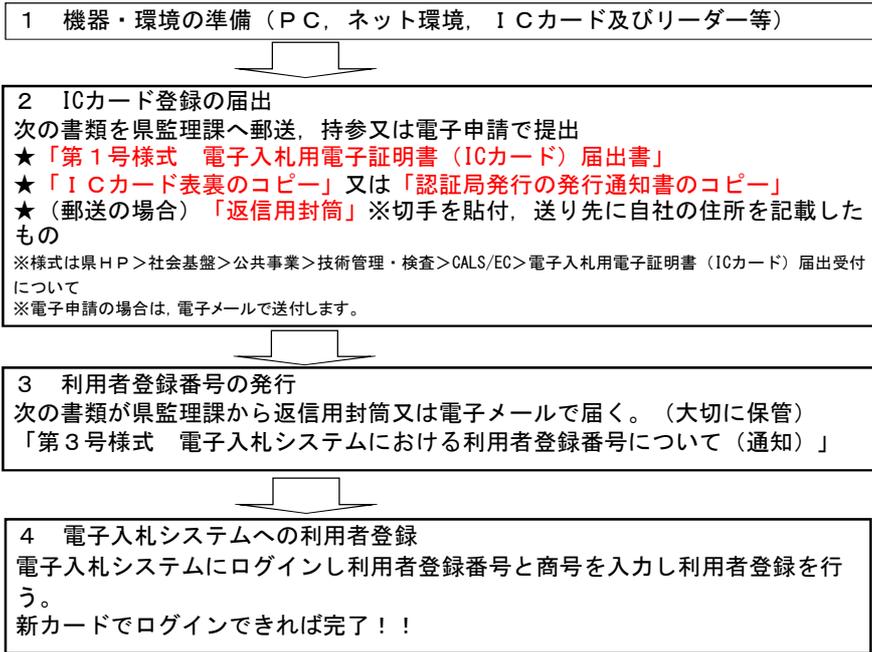


○ ICカード登録

新規登録，建設業許可番号等変更，認証局変更，経常JV登録の際には以下の手続きを行う。※入札参加資格があることが前提



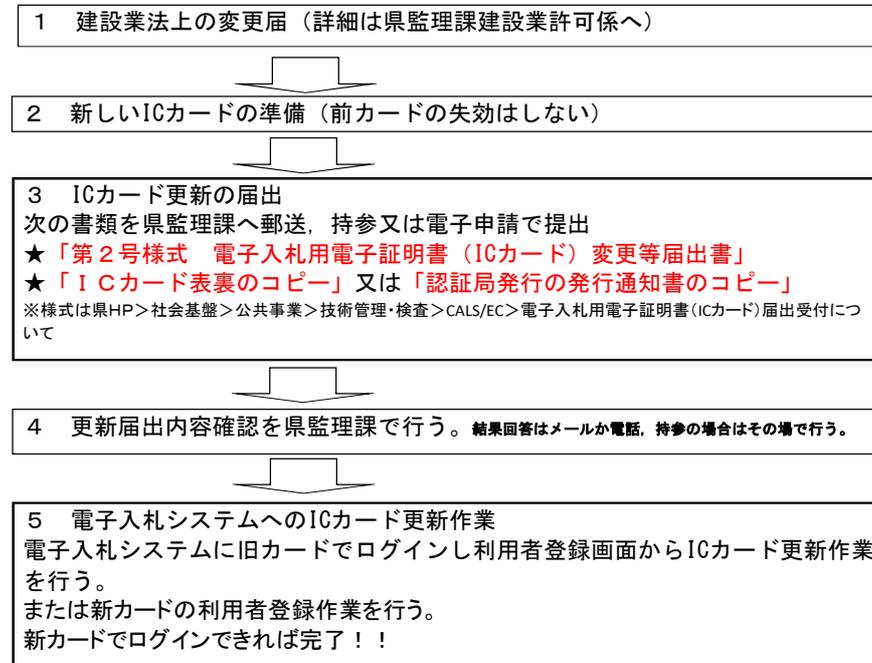
登録, 更新, 変更のどの作業を行うのか? どこまで済んでいるのか?

前カードの有効期限が過ぎ、利用者登録番号を紛失した場合は登録の届出となる。

● ICカード更新

ICカード更新は必ず前カードの有効期限内に行うこと。
前カードの有効期限が過ぎ、利用者登録番号を紛失した場合は登録の届出を行う。
前カードの有効期限が過ぎ、利用者登録番号を持っている場合は更新の届出を行う。

更新登録，住所変更，商号名称変更，代表者変更の際には以下の手続きを行う。



前カードの有効期限が過ぎ、利用者登録番号を持っている場合は更新の届出となる。

◎ ICカード内容変更

代表窓口情報，ICカード利用部署情報を変更の際は届出不要。電子入札システムにログインし利用者登録メニューの変更ボタンより変更作業する。

【郵送先】〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県土木部監理課 入札・指導係 宛
【電子申請アドレス】・ICカード登録(1号様式): <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/DmXoPJde>
・ICカード更新(2号様式): <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/S2Ao1RJA>

問合せ先
監理課入札・指導係
TEL 099-286-3508